

J A 秋田おぼこ 令和 1 年産の銘柄検査品種

国の「国内農産物銘柄設定申請要領」及び「新たなる農産物検査制度の運用について」の一部改正に伴い、必須銘柄【表 1】（概ね都道府県の全域において検査実績のある銘柄で、当該都道府県内を、農産物検査を行う区域として登録している全ての登録検査機関が銘柄検査を行う銘柄）と選択銘柄【表 2】（必須銘柄以外）の銘柄で、当該登録検査機関の選択により銘柄検査を行うことになることから「J A 秋田おぼこ」では、下記の秋田県の必須銘柄（県内の全ての登録検査機関が銘柄検査を行う品種）と、秋田県を選択銘柄の中から銘柄検査を行う品種を選択して銘柄検査【表 3】を行います。

秋田県の必須銘柄 【表 1】

（水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米）	あきたこまち、ひとめぼれ及びびめんこいな
（水稲もちもみ及び水稲もち玄米）	きぬのはだ及びびたつこもち
（醸造用玄米）	秋田酒こまち、秋の精、吟の精及び美山錦
（普通小麦）	ネバリゴシ
（普通小粒大麦）	シュンライ
（普通大豆及び特定加工用大豆） 大粒大豆及び中粒大豆	秋試緑 1 号、あきたみどり、すずさやか、 タチユタカ及びリュウホウ
（普通大豆及び特定加工用大豆） 小粒大豆及び極小粒大豆	コスズ

秋田県を選択銘柄 【表 2】

（水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米）	淡雪こまち、亀の尾 4 号、キヨニシキ、コシヒカリ、ササニシキ、スノーパール、たかねみのり、はえぬき、ミルクイーオン、ミルクプリンセス、萌えみのり、ゆめおぼこ、ふくひびき、夢ごち及び秋田 6 3 号、きんのめぐみ、五百川、金のいぶき、秋のきらめき、つぶぞろい、ちほみのり、ぎんさん、つくばSD 1 号、つくばSD 2 号
（水稲もちもみ及び水稲もち玄米）	朝紫、こがねもち及びタヤけもち、ときめきもち
（醸造用玄米）	改良信交、華吹雪、星あかり及び美郷錦
（普通小麦）	銀河のちから、ナンブコムギ及びハルイブキ

ＪＡ秋田おばこ 銘柄検査品種

ＪＡ秋田おばこで銘柄検査を行う品種 【表３】

水稻うるちもみ及び玄米

登録検査機関	品 種
ＪＡ秋田おばこ	あきたこまち、ひとめぼれ、めんこいな、淡雪こまち、亀の尾４号、キヨニシキ、コシヒカリ、ササニシキ、たかねみのり、はえぬき、ミルキークイーン、萌えみのり、ゆめおばこ、秋田６３号、きんのめぐみ、金のいぶき、秋のきらめき、つぶぞろい、ちほみのり つくばＳＤ１号、つくばＳＤ２号

水稻もちもみ及び玄米

登録検査機関	品 種
ＪＡ秋田おばこ	きぬのはだ、たつこもち、朝紫、こがねもち、タヤケもち、ときめきもち

醸造用玄米

登録検査機関	品 種
ＪＡ秋田おばこ	秋田酒こまち、秋の精、吟の精、美山錦、改良信交、美郷錦

普通小麦

登録検査機関	品 種
ＪＡ秋田おばこ	ネバリゴシ

普通大豆及び特定加工用大豆（大粒及び中粒）

登録検査機関	品 種
ＪＡ秋田おばこ	秋試緑１号、あきたみどり、すずさやか、タチユタカ、リュウホウ

普通大豆及び特定加工用大豆（小粒及び極小粒）

登録検査機関	品 種
ＪＡ秋田おばこ	コスズ

※上記以外の銘柄品種を検査請求された場合は、等級の検査は行えますが、銘柄検査できませんので留意願います。